

## 社会福祉法人三木町社会福祉協議会福祉用具の貸出しに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人三木町社会福祉協議会が所有する福祉用具を必要とする者に貸し出すことにより、日常生活の利便性と福祉の増進を図ることを目的とする。

### (貸出対象者)

第2条 福祉用具の貸出しを受けることができる者は、当該福祉用具を一時的に必要とする者で、かつ、町内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 不慮の事故（災害を含む。）、疾病、高齢等により、日常生活に支障をきたしている在宅者
- (2) 介護保険の認定を受けている者（介護保険で当該福祉用具を借りられる者を除く。）
- (3) 乳幼児のために利用する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

### (貸出用具及び貸出期間)

第3条 貸出用具の種類及び貸出期間は、別表のとおりとする。ただし、会長が必要と認めたときは、別表に定める延長期間を限度として貸出期間を延長することができるものとする。

### (利用料)

第4条 福祉用具の貸出しは、無料とする。

### (経費の負担)

第5条 福祉用具の貸出しを受ける者（以下「使用者」という。）は、貸出しに伴い発生する経費を負担しなければならない。

- 2 前項の経費は、福祉用具の使用後の消毒に伴う負担金及び福祉用具の運搬に対して費用が発生した場合のものとする。

### (貸出手続等)

第6条 使用者は、福祉用具使用許可申請書兼許可証（様式第1号）を会長に提出して、許可を受けなければならない。

- 2 使用者は、第3条ただし書の規定に基づき貸出期間を延長する場合においても、

福祉用具使用許可申請書兼許可証を会長に提出して、許可を受けなければならない。

3 会長は、貸出しを許可したときは、福祉用具使用許可申請書兼許可証の写しを使用者に交付する。

(貸出日及び返却日)

第7条 貸出日は、貸出開始日の2日前からとし、返却日は貸出期間終了の翌日までとする。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(この条において「休日等」という。)に当たるときは、その日より後のその日に最も近い休日等でない日とする。

(許可の取消し)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの許可を取り消し、又は貸出しを停止することができる。

- (1) 使用者が第2条の貸出対象者の条件に該当しなくなったとき。
- (2) 福祉用具使用許可申請書に虚偽の記載があるとき。
- (3) 福祉用具を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他会長が貸出しを不相当と認めたとき。

(使用上の注意)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 福祉用具の使用及び管理に当たって最善の注意を払うこと。
- (2) 福祉用具を転貸又は目的外に使用しないこと。
- (3) 福祉用具を営利目的に使用しないこと。

2 使用者は、その責めに帰すべき事由により、福祉用具を滅失又は損傷したときは、使用者の責任において原状に回復して返却しなければならない。

(返却)

第10条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに福祉用具を返却しなければならない。

- (1) 貸出期間が満了したとき。
- (2) 福祉用具が必要でなくなったとき。
- (3) その他会長が貸出しを必要でないと認めたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。